

令和6年度

# 園のしおり



社会福祉法人 はひねす福祉会

# 金子保育園



# 社会福祉法人 はびねす福祉会 金子保育園

## 🌸 保育理念

子ども一人ひとりを大切に育み、保護者・地域から信頼される安心でやさしい保育を目指します。

## 🌸 保育方針

生きる力の基礎をはぐくむための「育ち愛の心」を大切にします。

\* こどもの心は、あい4て、育ちます。(4つのあい)



子どもたちの、さまざまな「初めての出会い」を大切にし、「会」

子どもを中心に、家庭、地域がお互いに助け合いともに支え合い「合」

ひとり一人を互いに認ともに育ち合う環境を整え「相」

愛情いっぱい育てる。「愛」

### <基本的な考え方>

- ・子ども自身が、愛され、大切にされていると感じながら、安心で安全な環境の中で生活や遊びの場が保障され、自己を十分に発揮しさまざまな体験をします。
- ・友達や大人と関わることでコミュニケーション力を身につけ、思いやりの気持ちや自己肯定感を育み生きるために必要なことを学びます。
- ・家庭的な温かい雰囲気の中で、子ども一人ひとりに寄り添い、ゆったりとした生活リズムのなかで基本的な生活習慣を身につけていきます。
- ・子どもの発見や発想を大切にし、意欲的に遊びが展開できる保育を実践します。
- ・子どもも大人も心が笑顔になっていく保育園を目指します。
- ・保護者の方や地域と信頼関係を築き、子どもの視点に立つとともに考え、喜びを共感し、健やかな成長を願いながらともに歩んでいきます。



## 🌸 保育目標

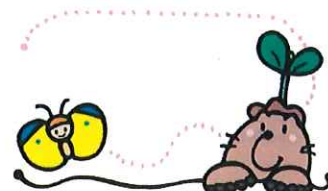
- ・ 「えがお」あふれるこども
- ・ 「ありがとう」がいえるこども
- ・ 「いっしょに」がんばれるこども
- ・ 「いのち」をたいせつにするやさしいこども

## 🌸 園の概要

名称	社会福祉法人 はびねす福祉会 金子保育園
所在地	新居浜市一宮町二丁目6番65号 (高齢者複合型施設プラチナガーデン横) 電話 0897-66-8787 FAX 0897-66-8786
設置者	社会福祉法人 はびねす福祉会 理事長 長野 文彦
定員	120名
開所時間	7:00~18:00 (18:00~18:30 延長保育)
職員構成	園長 1名 主任保育士 1名 保育士 11名 パート保育士 10名 栄養士 1名 調理員 2名 パート調理員 1名 事務職 1名 嘱託医 (内科・歯科) 2名

### <保育サービス及び保育の特色>

- ★ 18:00~18:30の延長保育を実施しています。
- ★ 離乳食や、アレルギー対応時の除去食など、一人ひとりに配慮した給食を提供します。
- ★ 育児の悩み等、いつでも子育て相談に応じます。
- ★ 3歳以上児にも主食の提供を行います。
- ★ 年中、年長児を対象に専門講師を迎え、さまざまな活動や経験の場を提供していきます。







# 令和6年度 年間行事予定



月	園児 (日にちは園だよりでお知らせします)	保護者	
4月	内科検診	入園式(全園児)	6
	歯科検診	家庭訪問(全園児)	4/8~5/18
5月	絵本の貸し出し開始		
	お茶の稽古開始(年長児)		
	和太鼓教室開始(年長児)		
	体操教室開始(年中・年長児)		
6月	交通安全教室(幼児組)	保育参観日(全園児)	12
	プール開き		
7月	フラネタリウム鑑賞(年長児)	夏祭り(全園児)	20
	七夕まつり		
8月	夏遊び大会		
9月	総合防災訓練	おじいちゃんおばあちゃん招待会(全園児)	6
10月	お祭りごっこ	運動会(2歳児以上)	12
	内科検診		
	歯科検診		
11月	園外保育(2,3歳児)	親子遠足(年中、年長)	8
	シルエット劇場鑑賞(年中児)		
	ぷーく人形劇鑑賞(年長児)		
12月	もちつき大会	体操教室おさらい会(年中、年長)	20
	火遊び防止教室・防火訓練	0,1歳児保育参加日	20
	クリスマス会		
1月	伝承遊び大会		
2月	節分	生活発表会(全園児)	18
3月	ひな祭り集会	ひなまつり茶会(年長児)	3
	お別れ遠足(年長児)		
	お別れ会	卒園式(年長児)	29

## その他の行事

- 🌸 月行事として、誕生会、交通安全教室、避難訓練、身体測定、絵本の貸し出しなどがあります。
- 🌸 行事の変更、内容など詳細は、月初めの園だよりでお知らせいたします。
- 🌸 体操教室は、年中、年長児対象に、専門講師をお招きして月2回程度の指導を受けます。
- 🌸 茶道教室は、年長児を対象に、専門講師をお招きして年間13回程度行います。
- 🌸 災害や天候や感染症等により、日程が変更、または中止になる場合があります。ご理解いただきますようお願いいたします。



# 1日の子供の過ごし方



0, 1歳児	
一人ひとりの生活リズムに合わせてゆったり過ごす中で、安心できる人との係りの下、自分ですうとする気持ちを養う	
7:00	◎順次登園・健康観察
8:30	◎室内で保育士と遊ぶ ◎おやつ（1歳児） ・オムツ交換・睡眠 ・好きな遊びを楽しむ
9:15	◎クラス活動 ・玩具、歌、体操 など
9:30	◎散歩、戸外遊び、散策活動
10:30	◎オムツ交換・離乳食・ミルク
11:30	◎着脱・オムツ交換 ・絵本、お話、紙芝居
12:00	◎睡眠・検温 ・SIDSを防ぐ個人観察・記録
14:30	◎オムツ交換 ◎離乳食
15:00	◎おやつ（1歳児）・降園準備 ◎歌、絵本、など
16:00	・オムツ交換 ◎順次降園
17:00	◎異年齢保育
18:00	◎延長保育開始
18:30	保育終了

2, 3歳児	
衛生的で安全な環境の中で、心身ともに快適な生活をする中で、基本的な生活習慣の自立を目指す。	
7:00	◎順次登園・健康観察
8:30	◎所持品の始末・好きな遊びを楽しむ
9:15	◎おやつ（2歳児）
9:30	◎朝の会、出席確認、体操 ◎保育者の意図的な活動 ・集団遊び、リズム遊び、制作活動 ・運動遊び、戸外活動、散策活動 ・好きな遊びを楽しむ
10:30	◎食事（楽しい雰囲気の中で食べる） ・食事の片づけ・歯磨き・着脱 ・絵本、紙芝居、素話
12:30	◎午睡 ・安心して眠る・睡眠見守り
14:30	◎目覚め
15:00	◎おやつ ◎帰りの会 ・好きな遊びを楽しむ
16:00	◎順次降園
17:00	◎異年齢混合保育
18:00	◎延長保育開始
18:30	保育終了

4, 5歳児	
生活や遊びの中で、一つの目標に向かい、力を合わせて活動し達成感や充実感を味わう。	
7:00	◎順次登園・健康観察
8:30	◎所持品の始末・好きな遊びを楽しむ
9:15	◎花壇、畑の世話、好きな遊びを楽しむ
9:30	◎朝の会、出席確認、体操 ◎保育者の意図的な活動 ・集団遊び、リズム遊び、制作活動 ・戸外活動・運動遊び 等
10:00	◎食事の準備
11:30	◎食事（楽しい雰囲気の中で食べる） ・食事の片づけ・歯磨き ・当番活動
12:30	◎絵本タイム ・好きな遊びを楽しむ（夏季：午睡）
14:30	◎おやつ・降園準備
15:00	◎帰りの会・当番活動 ・好きな遊びを楽しむ
16:00	◎順次降園
17:00	◎異年齢混合保育
18:00	◎延長保育開始
18:30	保育終了



# 持ち物について

## 0～2歳児クラス



	持ち物	内 容		
入園 進級時	雑巾 3枚	名前は書かないでください。100均の物でも可		
毎 日 持 っ て く る 物	名札	4、5月は、左肩に着けてきてください。 6月～3月は、かばんの持ち手のところに付けてください。		
	あゆみ帳	毎日、家庭での様子を記入し持参してください。 園からは、園での様子をお知らせいたします。		
	おたより袋	配布物があるときに使用します。 毎日、かばんに入れておいてください		
	おしぼり (30×30位のハンドタ オル)	おやつ、食事の時、 手や口を拭きます	0, 1歳児 0歳児：授乳用ガーゼ 1歳児：おしぼり3枚	2歳児 2枚
	食食用エプロン (袖のない物)	スタイなども含め 個人で必要な枚数	3枚 *食食用1枚 おやつ用2枚	2枚 *食食用1枚 おやつ用1枚
	ループタオル	(1, 2歳児) ハンドタオルに、ひっかけ紐がついたもの		
	おしぼりポーチ	園からお渡ししたファスナーポーチに、その日に使用するおしぼり、エプロンを入れて持参して下さい。園からは、使用済みのものを持ち帰ります		
	紙おむつ *トレーニングパンツ	毎日5枚持参してください。 紙おむつは、お尻のテープ付近に記名してください。 *トレーニングパンツは担任とご相談の上準備してください。		
	着替え1日分 専用のジッパー袋	上下服1組、肌着を、園からお渡しした専用のジッパー袋に入れて毎日持参してください。降園の際、着替えた服(洗濯物)を入れて持ち帰ります。		
	オムツ交換マット	オムツ交換の際、毎回使用します。毎日持ち帰りますので、洗濯をして専用の袋に入れて持参してください。		
	オムツ交換マット入れ	専用の袋をご準備ください。袋の上の部分には、名前をはっきりお書きください。		
カラー帽子	随時洗濯をして毎日持参してください。			
園で保 管して おく物	園置き用の着替え	上下服・下着、靴下いづれも2組程度 汚れたものを持ち帰った場合は、翌日補充してください。 毎日の着替えとは別にご準備ください。		
金曜日に 持ち帰る	バスタオル2枚	午睡用に使用します。毎週金曜日に持ち帰ります。		
	上履き・シューズ袋	2歳児のみ 10月より使用します。		

### 3～5 歳児クラス

	持ち物	内 容
入園 進級時	雑巾 3枚	名前は書かないでください。100均の物でも可
毎 日 持 っ て く る 物	名札	制服の左胸に着けてきてください。(6月～10月は不要)
	出席ノート	登園したら、シールを張ります。
	おたより袋	配布物があるときに使用します。毎日かばんに入れておいてください
	ループタオル	ハンドタオルに、ひっかけ紐がついたもの
	空の水筒 * コップ式	4月～11月まで使用します(土曜日は不要)。 水筒の中を毎日きれいに洗い、乾燥させてから持参してください。 * 肩ひもは外して園でお預かりします。 * 記名は、本体、コップ、肩ひもの3か所をお願いします。
	通園バック	汚れた衣服などを持ち帰ったり、絵本の貸し出し日等に使用します。 必要がある時に、随時使用しますので、毎日かばんに入れておいてください。(入園時、園から配布します。)
カラー帽子	随時洗濯をして毎日持参してください。	
園 に 置 い て お く 物	着替え * 専用の袋	上下服・下着、靴下いずれも1組、専用の袋に入れて園で保管します。 汚れたものを持ち帰った場合は、翌日補充してください。 * 専用袋は、ご家庭で準備してください。フックに引っ掛けられるような巾着製でひも付きの物が望ましいです。袋の表にしっかり記名してください。
	歯ブラシ * 3歳児は、6月より使用開始	毎週月曜日に持参し、金曜日に持ち帰ります。歯ブラシの状態を点検していただき随時新しいものと取り換えてください。 毎日専用機械で消毒しますので、名前を油性ペン等ではっきりと記入してください。
持 ち 帰 る 物  毎 週 金 曜 日 に	上履き・シューズ 袋	月曜日に持参し、金曜日に持ち帰ります。
	(3歳児のみ) バスタオル2枚	午睡用に使用します。毎週金曜日に持ち帰ります。
随 時 準 備 す	(4, 5歳児のみ) エプロン・三角巾 おやつ作りの日に 準備をお願いします。	おやつ作りの際、使用します。(使用する際はご連絡します) ひとりで着られるよう下記のような工夫をして準備をお願いします。 エプロン・・・紐の部分に、ゴムやマジックテープをつける。 三角巾・・・くぐりの部分に、ゴムやマジックテープをつける。

<お願い>

- すべてのものに必ず記名をしてください。
- 運動靴にも、わかりやすく記名をしてください。

# 1. 保育園利用にあたってのお願い☆



「子ども・子育て支援制度」における、子どもの最善の利益を実現するためにすべての保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、保護者の皆様にも下記についてご協力いただきますようお願いいたします。

(以下市内認可保育園で共通認識しています。)

- 勤務等に合わせて、保育園を利用いただくこと。
- 土曜日等で仕事が休みの場合や家族のどなたかが保育の時間を確保できる場合には、(略)・・・家族でお子さんと一緒に過ごす時間を持っていただくこと。
- お子さんの体調がすぐれない場合には、可能な限り家庭内で保育していただくこと



## <保育認定について>

保育認定は、保護者の保育を必要とする事由によって市で決定されます。

標準時間、短時間認定による利用時間については下記の通りです。

年度初めに各お子様が発行される支給認定書は、認定変更時に必要ですので大切に保管しておいてください。

	時 間	延長保育
月曜日～土曜日	7:00～18:00 (標準時間)	18:00～18:30 ◎利用料 300円/1日
	8:30～16:30 (短時間)	<短時間認定の場合> 左記時間外から18:00まで ◎利用料 200円/30分
日曜日・祝日 年末・年始	休 園	

○保育園利用にあたっての理由及び、勤務先の変更等は、速やかに担任、又は事務所までお知らせください。

\*妊娠、出産、育児休業取得予定などについても、園の方にご連絡ください。

\*育児休業取得による、上のお子様の在園期間は、育児休業の対象児1歳を迎える年度末までとなります。

○ご家庭の都合で退園・転園する場合は、1か月前までに「退園届」を保育園に提出してください。





### <保育料・副食費・教材費等の納入について>

- 保育料（乳児）は、毎月末に（引落し日は市政だより参照。土曜・休日の場合は、金融機関の翌営業日）指定口座より引き落としをしますので、通帳残高をご確認ください。
- その他、保護者の方にご負担いただきます費用については、下記の通りです。

	内 容	金 額
副食費 (幼児組)	食事提供に要する（おかず、おやつ）費用	4, 5 0 0 円 指定口座より引き落とし
教材費 (全園児)	月刊絵本代、行事、個人用教材費に関わる費用	1, 0 0 0円 指定口座より引き落とし
行事費 (全園児)	園外保育に関わる交通費や施設利用費の一部負担	随時、実費徴収
入園・進級 準備費 (全園児)	園で使用する個人用備品費、消耗品費などの一部負担	1, 0 0 0円 入園、進級時のみ集金

### <延長保育について>

- 延長保育は、平日18時から18時30分までです。

別途利用料がかかります。

\* 日常的に（ほぼ毎日）必要な方については事務所までご相談ください。

### <システムアプリの登録について>

- 当園では、保護者アプリをダウンロードすることで、毎日の登降園の管理、及び欠席連絡、定期的なお便りの配信や行事・日常保育の急な伝達、保育の様子をライブ配信でご覧いただくなど、園とのコミュニケーションを円滑に行うためのITCを導入しております。

お子様の園での様子を日常的に配信していく他にも、園で撮影した写真の販売や緊急災害時の情報提供、園内の感染症流行状況なども配信していきます。

登録方法につきましては、別紙プリントを参考に行ってください。

### <育児相談について>

- 日々のご相談事、お困り事、ご意見等は園長、もしくは担任にお気軽にご相談下さい。

相談窓口・・・園長 主任保育士 各クラス担任

相談解決者・・・園長 各クラス担任 専門職員

- 卒園されたお子様、地域の子育てをされているご家庭の相談ごとにも、その都度対応してまいります。お電話で随時お受けいたします。お気軽にお申し出ください。

## 2. 園生活について

### <送迎について>

お子様の安全を第一に考え、送迎を行ってください。

送迎用駐車場内でのトラブルにつきましては、園側は責任を負いかねます。

- 送迎用駐車場では、白線に沿って車を駐車し、エンジンを切って施錠をしてから車を離れてください。
- お子さんだけで車から降車させないようにしてください。降車後は、車の往来に気を付けてお子様の手をつないで安全に送迎を行ってください。
- 單車、自転車での送迎は、門扉に入って、玄関前の自転車置き場に停車してからお子様を降車させてください。
- 出入り口の自動ドアの開閉に気を付けてください。お子様が自動ドアで遊ばないようにご配慮お願いいたします。
- 登降園の際、必ず登降園管理システムでチェックを完了させてから、保育室までお子様を連れてきてください。
- お子さんのお迎えを知り合いの方に頼む場合、また、普段送迎されていない方や、保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、必ず園にお知らせ下さい。  
\*連絡がない場合は、お子さんをお渡しすることができません。
- 下記については、追加料金の対象となりますので、時間に余裕をもって送迎を行っていただきますようお願いいたします。

例・「保育短時間」認定の子どもの迎えの時間が16時30分を過ぎた場合

- ・「保育短時間」認定の子どもの登園時間が8時30分より早い場合
- ・延長保育登録をしていない子どもの迎え時間が18時を過ぎた場合

\*いずれの時間も、風除室前の電波時計を基準と致します。

### <給食について>



- 当園では、全園児にあたたかい主食の提供をいたします。
- 副食及びおやつは、新居浜市が作成した献立に基づき園内で調理し、子どもに提供いたします。
- 事務所前にその日の給食を展示していますのでご覧ください。

### 離乳食

- 0歳児は、お子様の成長段階に合わせて離乳食を実施いたします。

園で提供させていただく献立については、その食材、形状、調理方法など、ご家庭での状況を入所面接の際に詳しくお話し、食事の内容を決めていきます。

\*基本的に家庭で摂取されていない食材、形状を園で提供することはできません。



## アレルギー除去食

アレルギーとはアレルギーとなる物質が作用して、身体の各部にさまざまな反応を示すもので、何らかの食物が関連するアレルギー疾患を食物アレルギーといい、その食事対策としてアレルギーとなる食物を含まない食事をアレルギー除去食といいます。

安易なアレルギー除去食は、発育旺盛な子どもにおいては不利なことになります。

アレルギー（疑いを含む）除去食をご希望される場合は、アレルギー抗体検査の結果、及び専門医からの意見書に従って給食の除去食を行います。

必要な方は、事務所までご相談ください。

## <水分補給について>

○乳児クラスは年間通して、園で対応いたします。

○幼児クラスは、5月から12月までは、毎日各自で空の水筒を持参してください。

水筒は、コップ式の物をご準備ください。（詳細は、持ち物についてのページ参照）

中に入れるお茶は園で準備します。降園時には、水筒内のお茶はすべて処分します。

ご家庭で水筒の中をきれいに洗い、乾燥させて、毎日持参してください。

○1月から4月までは、園内2か所にオーナージャグを設置し、随時水分補給ができるようにします。

## <お昼寝について>

○乳児、3歳児は年間を通じてお昼寝をします。土曜日は、異年齢混合保育となるため、出席児童全員午睡があります。（布団は不要です）

○夏季（7・8月）は身体の休息を考慮し、全園児午睡をいたします。



## <連絡について>

園から配布されたプリントは必ず目を通してください。

○園だより、クラス便り、給食だより、保健だより（偶数月）、給食献立表を毎月1回発行します。

○主な連絡事項は、連絡用アプリ、掲示等でお知らせします。

プリントはお便りケースで持ち帰りますので確認をお願いします。

お便りケースはその都度園にお返しくください。

○その日の保育内容やお知らせ事項は、連絡用アプリを活用し情報提供するよう努めます。

ご家庭で、お子さんと保育園の事を話すきっかけや、成長の記録としてご活用いただければと思います。

尚、園から発信するさまざまな情報については、個人情報保護に基づき、外部に流出する事のないよう取り扱いには十分ご注意ください。

○3歳未満児さんは個人のあゆみ帳があります。毎日、ご家庭での様子を書いてお知らせください。園での様子もお伝えします。

## <服装等について>

- 幼児組の制服は、登園時、毎日着用してください。(6月～10月は着用自由)
  - \*制服は、行事、園外保育、お茶の稽古(年長)時にも着用します。
- 幼児組さんは、毎日制服(左胸に)に名札をつけてください。(夏季は不要)
- 乳児組さんは、4, 5月のみ衣服の左肩に名札をつけてきてください。6月以降は毎日持ってくるかばんの持ち手のところに付けてください。
- 子どもの日常生活は、遊びが中心です。ゆったりして活動しやすく、自分で脱ぎ着ができ汚れてもよいものを着せて下さい。
- 下記については安全上、園での着用をお控えください
  - ・フード付きのトレーナーやパーカー
  - ・ロングスカート、裾の長いズボン、袖の長すぎるシャツ
  - ・ホックやジッパー付きのズボン、つなぎの物(下着を含む)(1歳児以上)
  - ・サンダル、クロックス、サイズの合っていない靴。
  - ・(女児)カチューシャ、ヘアピン、パッチン止め、飾りがついている髪ゴム。  
(幼児組女児)できるだけ、ズボンが望ましいですが、スカートをはく場合はアンダーパンツ等を着用しましょう。

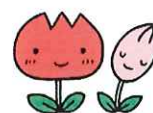
## <持参品について>

- 園生活をするうえで必要な持ち物は、年齢によって違います。しおりP5, 6を参考に上準備をお願いします。わからない時は担任までお申し出下さい。
- すべての物に、記名を必ずお願いします。無記名の物や、名前が消えかかっている物が紛失した場合は探せません。ご理解お願いいたします。
- 着替えが足りなかった時は、保育園の物をお貸しします。  
パンツ(下着)については、衛生面上新しいものをお渡しします。後日300円の代金をお支払い下さい。

## ○持ち物に関するお願い

キャラクターがあふれ、子ども達も年齢によって好きな物があります。ティッシュ、シール、キーホルダー、髪飾り、メモ帳等、「ちょっと自慢してみたい」「お友達にあげたい・・・もらいたい・・・」という気持ちが出てくることもあるかもしれません。しかし、園内においては、どんな小さな物でも、子どもが自分の判断でもらったり、あげたりするのはトラブルにもなりかねず、避けたいと考えます。

また、シール帳や名札に、必要以上にシールを貼ったり、たくさんのキーホルダーを鞆等に着けてくることも不要な物と判断いたします。不必要な物は園に持ってこないようにしましょう。紛失した場合も、責任を負いかねます事も合わせてご了承下さい。これらについては、子ども達とも約束していきますが、お気づきの点などありましたら、早めに園までご連絡いただけますようお願いいたします。





### <噛みつきやひっかき等について>

1・2歳の子どもは、成長過程において自分の気持ちが言葉にできず、つい友達を噛んでしまったり、ひっかいてしまうということがあります。また成長の過程として、口に入れて物の認識を確かめたり、歯の生え始めで口の中がむずがゆく、口に当たったものを反射的に噛んだりすることもあります。

起こった場合は、すぐに手当てを行い、「痛かったね」と心のケアをし、落ち着いたところで原因や相手の気持ちも伝えます。又、してしまった子には、相手がどんなに痛かったか知らせ、原因を探りそんな時はどうすればいいかしっかり伝えます。3歳以上児の場合には自分の気持ちを友達に伝える方法が間違っていることを厳しく知らせていきます。

基本、園で起こったことは園の責任だと考えていますが、度重なったり傷の症状・部位・原因によっては、双方の保護者の方に状況をお知らせし、ご家庭での様子もお聞かせ頂きながら改善に向け対応させていただく場合もあります。

幼いお子様の成長段階の中で、さまざまな状況を保護者の皆様とも共有し、理解していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 3. 個人情報保護について

- 保育園に提出していただく書類等につきましては守秘義務の厳守のもと対応しています。
  - 園行事等で、その様子を保護者の方がスマートフォン・カメラ等で撮影することもあるかと思えます。映像を含め、保護者様が知り得た情報につきましては、お子さまの成長記録目的以外に使用しないようお願いいたします。
  - 個人情報保護や危機管理対策の面から、他のお子様、保護者、及び職員の、顔や情報等が判別できるような写真やコメントを SNS 等に掲載しないようお願いいたします。
- 当園の個人情報に関する基本方針について、しおりの次頁に載せております。  
内容をご確認いただき、入園時に、別紙の誓約書及び同意書をご提出ください。  
提出された同意書は、お子様が在園している期間有効といたします。  
内容が変更になる場合は、事務室までお申し出ください。



## ＜参考＞個人情報保護について

保育園に提出していただく書類等につきましては守秘義務の厳守のもと対応しています。園行事等で、保護者の方がスマートフォン・カメラ等で撮影することもあるかと思いますが、個人情報保護や危機管理対策の面から、映像を含め、保護者様が知り得た情報につきましては、お子さまの成長記録目的以外に使用しないようお願い致します。特に、他のお子さんの顔や情報等が判別できるような写真やコメントを、SNS 等に掲載しないようお願いいたします。

### 社会福祉法人 はびねす福祉会 金子保育園における個人情報保護の方針

社会福祉法人はびねす福祉会が運営する金子保育園（以下「当園」という。）では、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

#### 1. 基本理念

当園では、個人情報保護法第3条において「個人情報は、個人の人格 尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識しその適正取り扱いを図ります。

#### 2. 個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は正当な目的に限り使用します。

##### 利用目的

- ・入園に関する業務
- ・保護者との連絡に関する業務
- ・園児の保育に関する業務
- ・園児の記録管理に関する業務
- ・園児の健康状態把握に関する業務
- ・卒園児の確認に関する業務

#### 3. 収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は 収集させていただきます。個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

#### 4. 個人情報の第三者への提供の制限

当園では、個人情報保護法第 27 条に規定されている下の各号に該当する場合を除き、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体保護の為に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合



- ・公衆衛生の向上又は園児の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 5. 個人情報の管理

当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)滅失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

#### 6. 個人情報の開示

当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示を求める権利を有していること認識しこれらの要求がある場合には法令に従って対応します。

#### 7. 個人情報非開示の範囲

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は非開示とします。

#### 8. 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。(入園時に承諾書提出)

＜具体的な使用は次のとおりとします。＞

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー・フック・くつ箱等) や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前や写真を掲示・記載します。
- ・園内壁装飾として当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園便りやクラス便りに、行事の写真を掲載します。
- ・保育所 ICT 連絡アプリにより、園での活動の様子を動画配信します。
- ・児童票・調査票・健康調査票・就労証明書の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。

#### 9. ホームページなどでの写真使用

当園で撮影した写真データをホームページなどで使用する場合以下の点を厳守します。

- 園児の写真は、個人写真は避け集合写真や複数園児の活動場面のみを掲載する。
- 個人の特定ができるような写真を掲載する場合は、保護者の同意を得る。
- 保護者から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行う。

#### 10. 個人情報保護体制の継続的改善

当園は、この個人情報保護の方針を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

## 4. 危機管理について

- 大規模な災害時はお子さんの安全のために、早急にお迎えをお願いすることがあります。
- 安全確保の為できる限り自宅待機を行い、早めの送迎にご協力お願いいたします。
- 保育園では防災無線を設置し、迅速な情報収集に努めます。  
保護者の皆様には連絡配信用アプリを活用し、確実な情報提供に努めます。
- 避難場所は下記のようになっています。

(第一避難場所) 保育園  
(第二避難場所) プラチナガーデン  
(最終避難場所) 金子小学校

\* 保育園以外に避難する場合は門のところへ行く先を掲示しておきます。

### <臨時休園について>

下記のような緊急を要する場合は(●の場合)、行政と相談、検討した上で、**お子様、保護者、職員の安全を第1に考慮し** 臨時休園 等の措置を実施することがあります。

その場合は、連絡アプリにてお知らせいたします。

ご家庭におきましてもご配慮いただき、お子様や保護者の安全確保に努めていただきたくご理解ご協力お願い申し上げます。

#### ●新居浜市又は隣接市で震度5以上の地震が発生した場合(津波警報発令)

- ① 保育時間内に、震度5弱以上の地震が発生した場合は、その時点から臨時休園となります。速やかにお迎えをお願いいたします。
- ② 保育時間外の場合(開園日の午前7時より前・午後6時30分より後)  
基本的には、臨時休園となります。自宅待機とし、各ご家庭で命を守る行動をとってください。
- ③ 震度4以下の場合でも被災状況によっては休園となる事もあります。  
(園舎の倒壊・断水・停電・火事など)

#### ●気象警報発令時

登園時間時に、新居浜市及び新居浜市を含む地域に、暴風、大雨または大雪等警報が発令された場合、児童の安全を確保するため、可能な方は自宅待機をお願いします。

- ・家庭内で保育ができない場合は、保育園で保育をいたしますが、安全には十分注意して送迎を行ってください。



- ・警報が解除された時、状況に応じて、通常どおり保育を再開いたします。
- ・登園後、警報が発令、または気象状況の悪化により帰路の危険が予想される場合は、保護者の皆様に連絡用アプリで緊急にお知らせします。

◎児童の安全を確保する為に、できるだけ早めのお迎えをお願いします。

● **水害、土砂災害等の防災情報により、新居浜市または保育園周辺地域に、土砂災害警戒レベル4・5発令時。**

新居浜市において水害発生時の避難の目安は下記の通りとなります。

あくまでも、目安であり、できる限り早めの対応にご協力お願いいたします。

- <参考①> 新居浜市の水害発生時の緊急対応について
- 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）
  - 警戒レベル4（緊急避難指示）
  - 警戒レベル5（緊急安全確保）

\* 金子保育園は、台風、豪雨及び国領川氾濫時、浸水災害の恐れがあります。  
警戒レベル4、5に相当する場合は、**臨時休園**となります。



- **当園において、ウイルスの感染拡大防止による緊急措置が発令された場合**
  - ・感染の動向、それに対する国の方針などを考慮し、具体的に新居浜市や保健所と連携したうえで相談・検討し、自宅待機及び臨時休園の措置を決定いたします。
- **その他、園児を安全に保育することが著しく困難であると判断された場合**

## ◎大規模地震発生時について参考資料

### <南海トラフ巨大地震>

愛媛県では、地震被害想定調査結果の1次報告を、平成25年6月に、最終報告を平成25年12月に公表しました。想定地震による被害を推計した結果、本県に最大の被害をもたらす地震は「南海トラフ巨大地震」となりました。

南海トラフ巨大地震とは、現時点の最新の科学的知見に基づき想定した、南海トラフで発生しうる最大クラスの地震のことで、発生する可能性は極めて低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすM9クラスの巨大地震です。

発生した場合、ほとんどの地域で震度6弱以上、最大で7となり、津波は瀬戸内海沿岸でも3m以上が予想されます。県下のほとんどの地域で電気、ガス、水道が止まることから、多くの方が避難生活をおくることが想定されます。

ちなみに、新居浜市の予想震度は震度7津波の高さは3.5メートルと推定されています。

1. 登園前に大地震が発生した場合は、被害状況等が明確になるまでは、登園させず、自宅待機で安全を確保してください。
2. 保育時間中に発生した場合には、園から保護者の方へメールで情報を配信いたします。直ちにお迎えの体制をとってください。  
複数回の電話連絡は、お控えください。殺到しますと電話線がパンク状態になり必要な連絡が出来なくなる可能性があります。
3. 仕事やその他の事情により直ぐにお迎えにこられない保護者の方は、代わりの方を決めて園の方に連絡をして下さい。
4. 状況に応じて、最善の対応（留め置き、避難場所への誘導）を、迅速に行うよう万全を期します。
5. 園での避難が困難な場合は、指定の避難場所（プラチナガーデン、金子小学校）に避難しております。避難の際には、分かるように保育園に張り紙をして行きます。

### <参考②>

新居浜市公式ラインまたは、愛媛県公式アプリ「ひめシェルター」をご活用ください！

市内及び愛媛県内全市町の、地震や津波・気象警報から、避難勧告や避難所開設情報、ミサイルなどの国民保護情報や緊急のお知らせまで、様々な情報を受信できます。安否確認もできます。登録されていると便利です。

【新居浜市公式ライン】

【ひめシェルター】

このQRコードから





# 新居浜市で想定される巨大災害

愛媛県に最大の被害をもたらす災害は「南海トラフ巨大地震」です。南海トラフ巨大地震とは、最新の科学的知見に基づき想定した、紀伊半島沖から遠州灘にかけての海域（通称南海トラフ）で周期的に発生する、海溝型の巨大地震のことです。過去には、いずれも東南海地震と同様、または東南海地震の2年以内に発生しており、最近のものとしては1946年に発生、歴史的にも同様に100年～150年周期で繰り返しておこっています。前回から70年以上経過した現在、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高



## 【南海トラフ巨大地震】

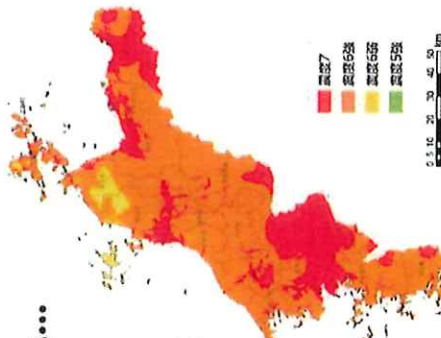
想定震源域(内閣府)

もしおこったら...  
最大クラス

**M9.0**

マグニチュード(M)は、地震が及ぼすエネルギーの大きさを表した数値

最大 **震度7**  
震度は、地震の揺れの大きさを表した数値



## 新居浜市の被害想定 (愛媛県地震被害想定調査H25.12)

人的被害(死者:冬寒型)

**1,841人**

建物被害(全壊:冬寒型)

**35,169棟**

避難者数(1ヶ月後:冬18時)

**81,348人**

最高津波水位

**3.4m**

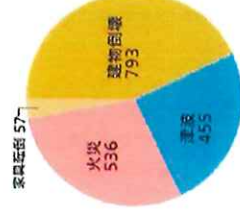
到達時間(標準層:新居浜港)  
20cm 11分 / 1m 3時間55分  
3.4m 6時間45分

**3時間55分**

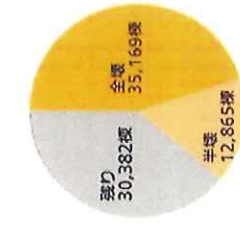
浸水面積(1cm以上)

**955ha**

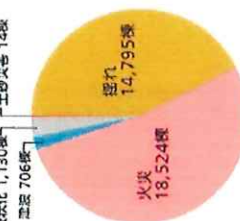
原因別死者数(新居浜市全体 1,841人)



建物被害(全壊数 78,416棟)  
全半壊 48,034棟

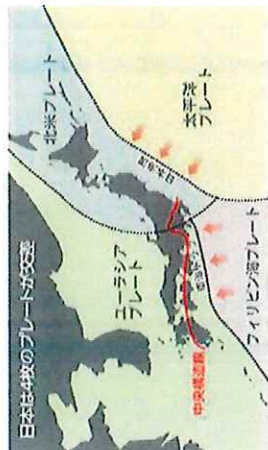


原因別全壊棟数(35,169棟)



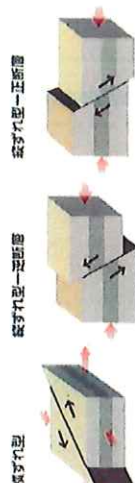
## 地震大国日本：海溝型と内陸直下型、2種類の地震

日本列島は、4つのプレートが周りを取り囲む地震多発地帯です。特に坂神・淡路大震災(1995)以降は「地震の活動期」に入っており、以降多くの地震災害が発生しています。2018年から30年以内に関東平野で発生が予想されている南海トラフ巨大地震(海溝型)とその活動の前夜で起る活断層地震(内陸直下型)への注意と備えが重要です。新居浜市には、九州の八代から、新居浜市、伊勢を経て奥羽の南を走り、群馬県の下田、埼玉県の寄居付近でも確認された、連続して陸地を1000km以上上陸できる世界第一級の活断層である中央構造線も存在します。



### 内陸直下型地震

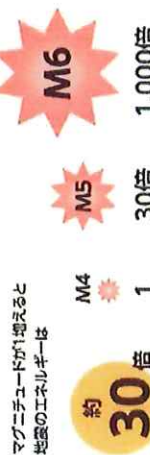
阪神・淡路大震災、新潟中越沖地震、三つ峠地震など



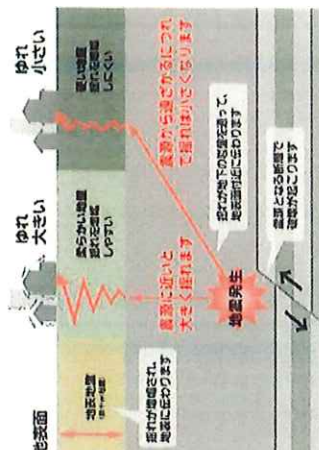
地下の岩盤に、押しかかや引っぱり合う力が加わることで、内面にひずみのエネルギーが溜まり、これが限界に達したときに、ある面(活断層)を断ち切れ動き、直下で地震が起こります。海溝におけるプレート内でも同じ現象が起こります。

## 【マグニチュードと震度について】

地震を表す「マグニチュード(M)」は、「地震エネルギーの大きさ(振動)」を、「震度」は「地面の揺れの強さ」を示します。「マグニチュード」と「震度」が小さくても、震源が深い、深い場合は「震源の揺れ」が小さくなります。逆に「マグニチュード」が小さくても、震源が近い、深い場合は「震度」が大きくなります。



マグニチュードが増えると  
地震のエネルギーは



## 【新居浜市 地震リスクマップ】(南海トラフ地震想定)

ゆれ(震度分布)



## 液状化危険度



出典：愛媛県地震防災課(第一次報告) / 南海トラフ巨大地震の液状化危険度(PL)分布(5ケースの重ね合わせ)



## 5. 保健に関する事について



### <健康管理について>

- 年2回の健康診断（内科・歯科）、発音検査（年長児）を行っています。  
健診結果は、出席ノートおよび、あゆみ帳でお知らせします。
- 発熱が38度以上（**けいれん等の既往のあるお子さんはこれに限らない**）、嘔吐、下痢等、平常と異なる健康状態と思われる時は、保護者にご連絡させていただきます。  
できるだけ、早めのお迎えをお願いします。  
基本的には、身体が状況が平常にもどり、24時間が経過してからの登園となります。  
感染症の疑い、又は診断された場合は、症状が改善するまで、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。 \*しおりの登園基準表を参考にしてください。
- 園で発生している感染症状況は、玄関前のお知らせボードおよび、連絡アプリを通じてお知らせいたします。該当する感染症の諸症状がみられたときは、早めに受診し、園での発症状況を診察医にお伝えください。
- 日本スポーツ振興センター「災害共済給付」制度があります。  
本制度は、保育園の管下で災害（負傷、疾病、傷害又は死亡等）が発生した時に、災害共済給付（医療費、傷害見舞金又は死亡見舞金の支給）が支払われる児童のための国の公的共済制度です。  
入園と同時に全員に加入して頂きたいと思っております。同意書にサイン捺印の上ご提出ください。なお、掛金の保護者負担分につきましては、一人当たり240円を別途集金いたします。（別紙参照）
- 日頃、安全な保育を心がけていますが、万が一病院へ行かなければならない場合には、保護者の方に、経緯、状況を連絡させて頂き、園から病院へ連れていきます。かかりつけの病院への受診をご希望される方は、あらかじめお知らせください。  
状況によっては、嘱託医又は園から一番近い病院を受診する場合があります。  
保護者の方には、前もってお知らせいたしますので、ご理解をお願いいたします。

\* 園医は下記のとおりです。園は下記の医療機関と連携しております。

	病 院 名	住 所	電 話
内 科	愛媛医療生活協同組合 泉川診療所	新居浜市瀬戸町1-2	(0897) 41-6110
歯 科	すぎもり歯科クリニック	新居浜市王子町3-3	(0897) 47-3960

## <薬の持参について>

お子さんへの与薬は、本来、保護者が保育園に来園して行っていただくものですが、緊急時や保護者が来園して投与するのが困難な場合、保護者の依頼のもと保育園の担当者が保護者に代わり与薬します。以下の点に御留意の上、ご依頼ください。

- お子さんが病気で受診したときは、診察医に通園児であることを伝えて下さい。
- 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局が調剤したものに限ります。(市販薬は受け付けません)
- 「薬の投与依頼票」は毎回必ず添付して薬と一緒に職員に手渡して下さい。  
同じ薬を10日以上服用される場合は長期用の依頼書をご利用下さい。  
(依頼書が必要な時は園に置いてありますので職員にお伝え下さい。)  
園のしおりに添付している依頼書をコピーしてもお使いいただけます。
- 保育園に持参する薬は1回分に小分けして(水薬1回分を別容器に入れて下さい。)  
必ず薬の袋や容器にお子さんの名前を記入して下さい。
- 座薬は受け付けません。  
※ 「けいれん予防薬」「アレルギー対応薬」については、主治医の意見書が必要となり、別の依頼書になります。
- 慢性の病気(気管支喘息・けいれん・てんかん・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引く病気)の場合は、長期対応用(10日間以上)の与薬依頼書で対応させていただきますので事務所までご相談ください。

園では保護者の依頼により決められた時間・要領・用法で薬の投与を行います  
が、その責任は保護者にあるものとします。

保育園は原則として薬の使用ができないことをお伝えの上、できる限り、朝夕の  
2回薬や、朝夕寝る前の3回薬等の服用に配慮してもらおうよう依頼して下さい。

## < 参考 > 予防すべき感染症および出席停止の基準

(※学校保健安全法施行規則により登園を停止される病気)

下記の病名と診断された場合は、一定期間、登園を見合わせていただくこととなります。状態が改善し、登園の際には、医師の診断に従い登園許可書及び登園許可願いをご提出ください。

### ○第2種感染症

◎医師が記入した登園許可書の提出が必要です

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3日を経過するまで）
風しん	発疹出現前の7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまでかつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

\*インフルエンザは、第2種感染症ですが、新居浜市では、医師の記入した登園許可書の提出は求めません。第3種感染症と同様に保護者に記入して頂く登園許可願いが必要となります

### < 予防接種について >

予防接種は、感染症予防に欠くことのできないものです。できるだけ接種を受けるようにしましょう。予防接種を受けた時は保育園までお知らせください。接種後は、副反応を考慮して、登園は控えるようにしましょう。



## ○第3種感染症（その他の感染症）

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園許可願の提出が必要です

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
腸管出血性大腸菌 (0157、026、0111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌がないと確認されたもの
流行性角結膜炎	充血、めやに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間便から数週間排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬治療の開始前後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱やはげしい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ロタ・ノロ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄している）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる事。
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモ	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症	発症2日前から症状のある間	主な症状が消失してから。
伝染性膿痂疹 (とびひ)		皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が覆う事が出来る事。状態によって出席停止となる。



(保育所における感染症対策ガイドライン参照)

<参考>

## インフルエンザ登園基準早見表

例	発症日	発 症 後								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園 可能			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

## 新型コロナウイルス療養期間

日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
 有症状者	発症日	発症日から7日間が経過しかつ症状が軽快した後24時間経過した場合は8日目から療養解除						療養 終了日	療養解除 (外出可)	10日間が経過するまでは 体調管理やマスク着用など 感染予防の徹底を		
 無症状者	検体 採取日	検査のために検体を採取した日から7日間を 経過した場合は8日目から療養解除				療養 終了日	療養解除 (外出可)					
	検体 採取日	5日目の検査キットによる 検査で陰性が確認した場合は 6日目に療養解除				療養 終了日	療養解除 (外出可)	7日間が経過するまでは体調管理やマスク着用 など感染予防の徹底を				



## 感染症と登園基準について

厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインでは、「乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子ども健康と安全の確保だけでなく、集団全体の健康と安全を確保しなければなりません」と示されています。当園では感染症の広がりを防ぐためアルコールや次亜塩酸ナトリウムによる消毒や除菌、手洗いうがいを徹底しております。子どもの体調不良時には無理をさせずに自宅療養をお願いします。

### (1) 発熱の場合

登園を控えるのが望ましい	保育が可能	保護者への連絡
<b>発熱期間と同日の回復期間が必要</b> ・朝から <b>37.5℃</b> を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない。 ・24時間以内に解熱剤を使用している。 ・ <b>24時間以内に38℃以上の熱が出ていた。</b>	前日38℃を超える熱が出ていない ・熱が37.5℃以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発しんが出ていない。 ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない。	38℃以上の発熱がある <b>(園では37.5℃以上で連絡します)</b> ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・食欲なく水分がとれない。 ※熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。

### (2) 下痢の場合

登園を控えるのが望ましい	保育が可能	保護者への連絡
・24時間以内に水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に水様便がない。 ・食事や水分を摂っても下痢がない。 ・発熱が伴わない。 ・排尿がある。	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・腹痛を伴う下痢がある。 ・水様便がみられる。

### (3) 嘔吐の場合

登園を控えるのが望ましい	保育が可能	保護者への連絡
・24時間以内に嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく水分もほしがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に嘔吐がない。 ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色が良い。	・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う





## 薬の投与 依頼書

令和 年 月 日  
金子保育園

※10日以上継続服用を要する時のみとします。  
※内服内容と薬の種類が継続して同じ物と限ります。

下記の通り与薬を園に依頼し、その責任は保護者とします。  
なお、医療機関で登園してよいと診断されています。

クラス		園児名					
保護者名	印						
この薬を処方した医療機関名							
病名							
薬の剤型	水薬 ・ 粉薬 ・ 錠剤 ・ 外用薬 ・ その他						
薬の内容 飲ませ方・使用上の注意							
薬の投与時間	食前( 時頃) ・ 食後( 時頃) ・ 食間( 時頃)						
薬の処方日	令和 年 月 日						
薬の投与依頼期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
同じ処方での継続投与依頼期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
受付サイン			継続時受付サイン				
投与		受付者	投与者	投与		受付者	投与者
日	時間			日	時間		

園長	主任	担任



社会福祉法人  
はびねす福祉会

# 登園許可書

園児名

生年月日（ 年 月 日生）

上記の者は、(病名) が軽快し  
感染症の予防上支障がなく、また集団生活をする上でも支障がないと認めたの  
で、 月 日から 登園を許可します。

令和 年 月 日（診断日）

社会福祉法人  
はびねす福祉会 金子保育園 殿

医療機関名

医師名

印



園長	主任	担任



## 登園許可願 (保護者記入用)

園児名

生年月日 ( 年 月 日生)

令和 年 月 日に

(病名) と診断されました。

月 日の 医療機関 (病院名)

受診において、病状が回復し、集団生活をする上でも支障がないと判断されたので登園いたします。

令和 年 月 日 (登園日)

社会福祉法人

はびねす福祉会 金子保育園 殿

保護者名

印

# 各室配置図面

